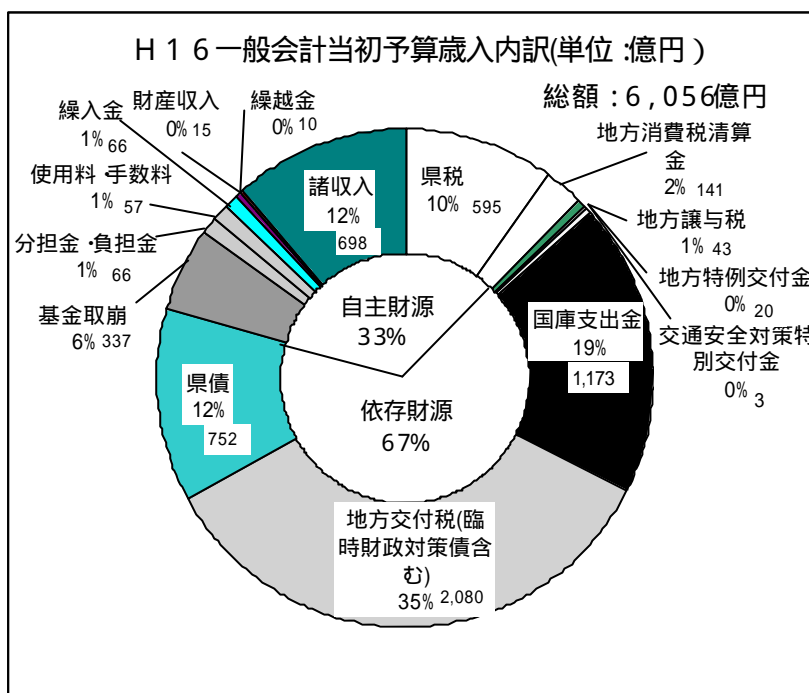


本県財政の現状と今後の見通し

1 歳入の現状

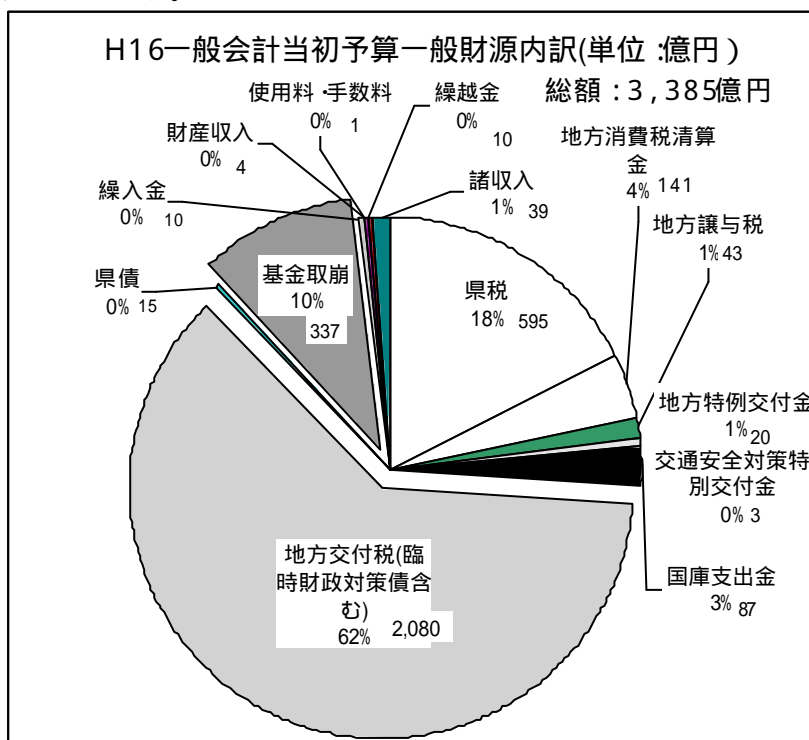
(1)平成 16年度当初予算における歳入の状況

歳入総額のうち県税収入はわずか 10%であり、多くは国から交付される国庫支出金(19%)や地方交付税(臨時財政対策債(注)を含む)(35%)に依存せざるを得ない構造となっています。



国庫支出金、県債(借金)、諸収入の多くは用途が決まっており、用途が特定されずどのような経費にも使用することができる歳入(一般財源)だけを見た場合、地方交付税が62%と全体の約2/3を占めており、地方交付税の動向に大きく左右される構造となっています。

また、県税・地方交付税が大幅に減少していることから、貯金である基金を337億円取り崩して対応しています。

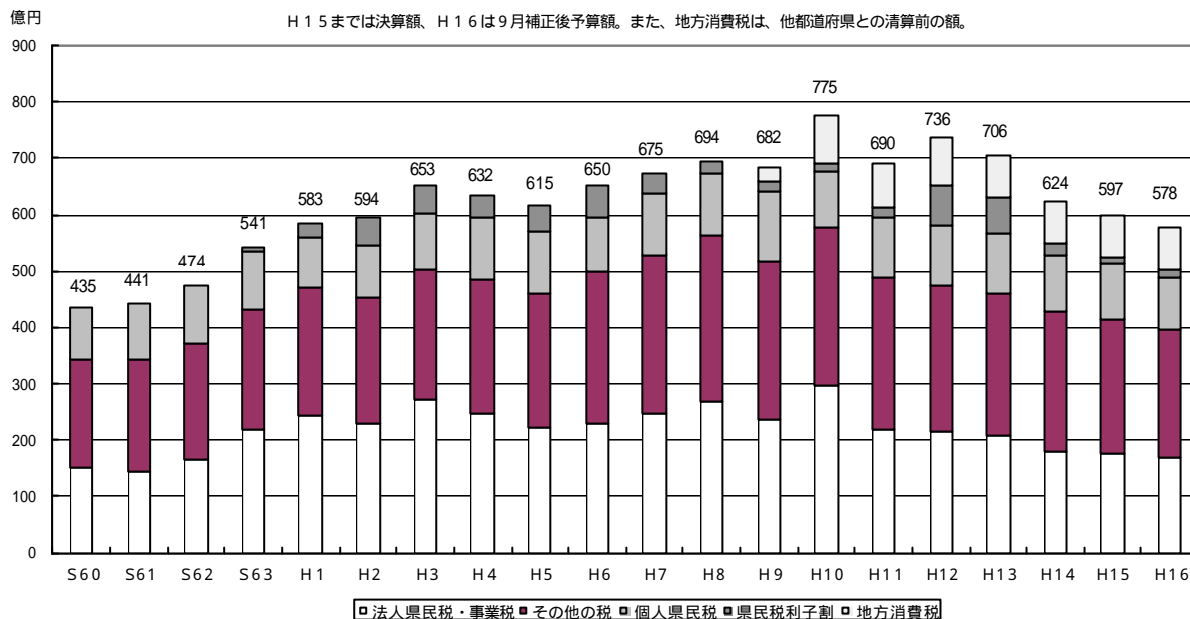


(注) 臨時財政対策債とは、地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債です。この元利償還金は、その全額が後年度地方交付税で措置されます。詳細はP. 4で説明します。

(2) 県税の状況

景気の長引く低迷の影響や平成11年度からの恒久的な減税（いわゆる「小減税」）により、県税収入は平成10年度をピークに減少傾向にあります。

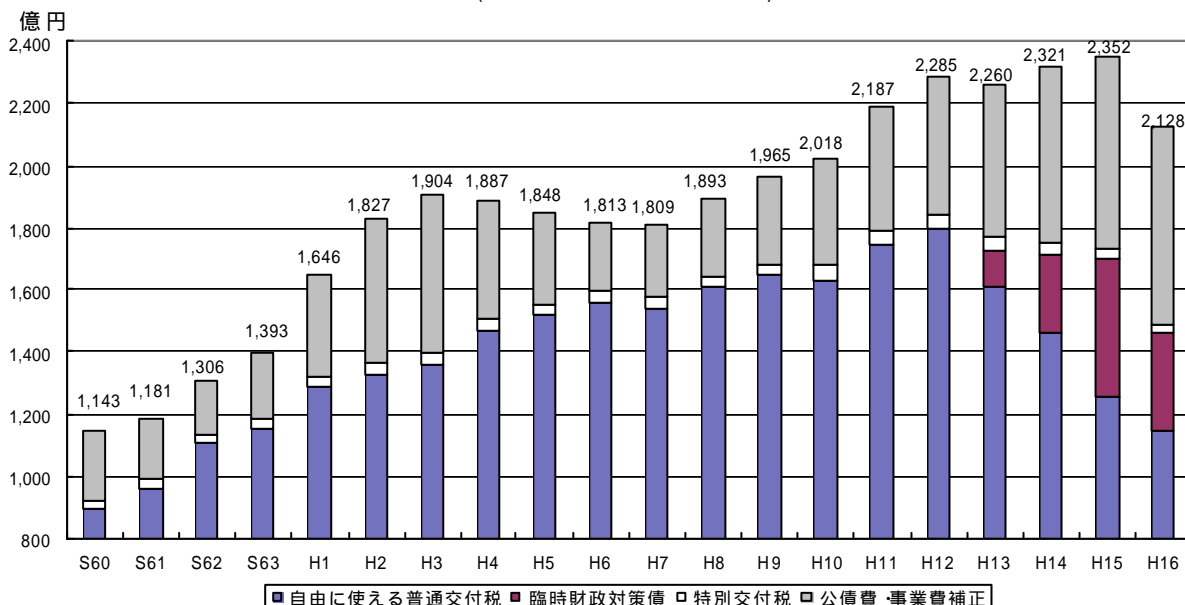
県税収入額の推移



(3) 地方交付税の状況

地方交付税は、平成15年度まで概ね増加してきましたが、平成16年度は急減しました。

地方交付税(臨時財政対策債を含む)の推移



地方交付税は、いわば「国が地方に代わって徴収する地方の固有財源」であり、法律上その額は、国税5税(以下「法定5税」という。)の一定割合(現在、所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%)とされています。

地方交付税総額のうち94%を普通交付税とし、各地方公共団体ごとに、国の基準により算出した標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源所要額(基準財政需要額)から国の基準により算定した税収額(基準財政収入額)を差し引いた額(交付基準額)が交付されます。残り6%を特別交付税とし、各地方公共団体の特殊事情を勘案して交付されます。

普通交付税では各地方公共団体の建設事業支出額や県債償還額の一定割合が「公債費・事業費補正分」として算入されます。その額を除いた自由に使える額でみた場合、平成12年度をピークに年々大きく減少しています。

【地方交付税の一部を臨時財政対策債に振り替えることとなった経緯】

各地方公共団体の交付基準額（財源不足額）の合計額は、平成4年度以降法定5税の額では不足することとなり、国の一般会計からの特例的加算や国の交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）の借り入れにより総額が確保されてきました。

しかし、交付税特会の借入残高が急増して、平成16年度末では約50兆円となり、うち32.8兆円は地方公共団体全体で償還しなければならないことになっています。

交付税特別会計借入金増加の要因

地方交付税の原資となる国税収入が、バブル経済崩壊後の景気の長引く低迷や数次にわたる減税の実施により、落ち込んだこと

地方税収入もバブル経済崩壊後の景気の長引く低迷により大都市部を中心に減少し、地方交付税で補てんしなければならなくなったこと（下図を参照）

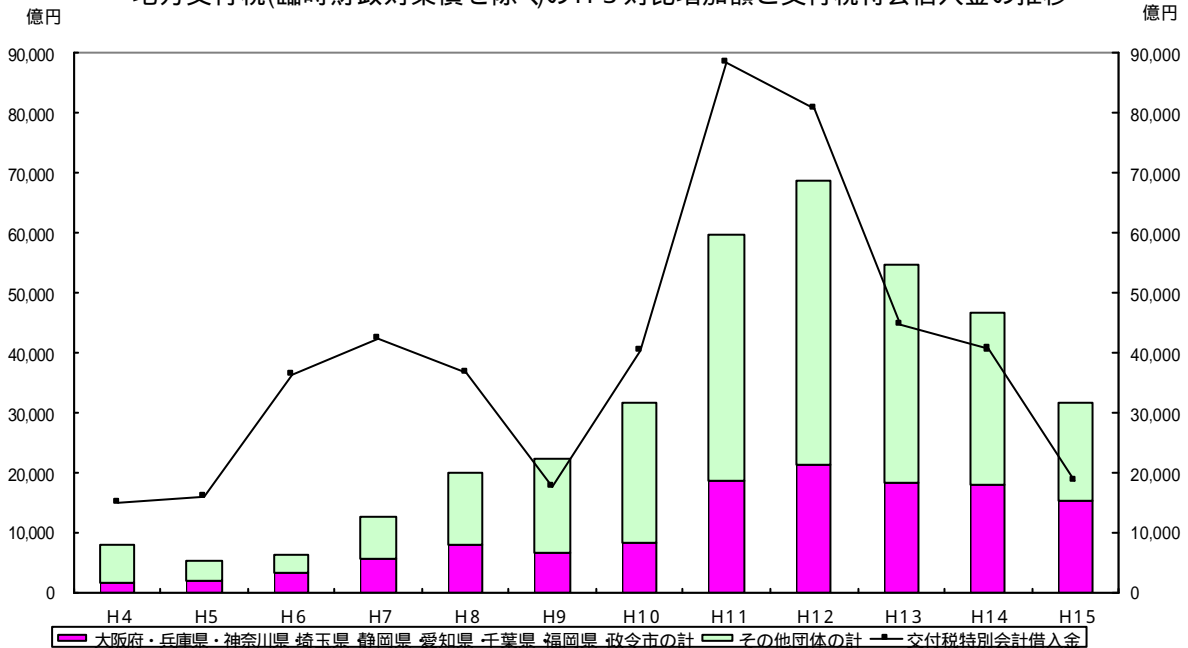
数次にわたる国の経済対策や平成2年に閣議決定された「公共投資基本計画」（注）に呼応して、地方も公共事業や地方単独事業を地方債を財源として実施し、その償還額が年々増加し財政需要が増大したこと

徹底した行財政改革を推進する中であっても、介護保険の導入をはじめとして地域福祉施策や社会資本整備、災害に強い安全なまちづくり等地方公共団体が担う財政需要が増大してきたこと

昭和60年度以降国庫補助負担金の整理合理化により廃止されたもの（平成13年度までで総額4,704億円）のうち、事務事業そのものは存続する必要があると認められたものについて、その財源が地方交付税により措置されたこと（なお、平成15年度からは、地方交付税への振替ではなく、三位一体の改革による税源移譲の対象とされています。）

交付税特会の借入残高の急増に対処するため、地方の通常収支の不足額は、交付税特会の借入による方法から、国の一般会計からの特例的加算に加え、地方公共団体が臨時財政対策債を発行して資金調達する方法に変更されました。なお、平成11年度からの国税の減税実施に係る法定5税の減収分については、引き続き交付税特会の借入で補てんしています。

地方交付税(臨時財政対策債を除く)のH3対比増加額と交付税特会借入金の推移



地方交付税の平成3年度対比増加額は、平成15年度においては大都市部の団体だけで全団体の増加総額の約半分程度を占めており、大都市部の税収の落ち込みが地方交付税総額の増額を招き、交付税特会の借入金増額の要因となったことがわかります。

(注) 公共投資基本計画とは、平成3年度から平成12年度までに430兆円の公共投資を行い、本格的な高齢化社会が到来する21世紀に向けての着実な社会資本整備を図っていくこととした指針で平成2年に策定されました。また、平成6年には平成7年度から平成16年度までに公共投資を630兆円とする新たな計画が策定されました。社会資本を機能別に整理したうえで、「生活・環境・福祉・文化機能」に係る公共投資の割合を60%台前半に増加することとし、国のみならず、地方も単独事業の実施により地域の特性に応じた個性豊かな社会資本の整備が求められていました。なお、平成14年1月に閣議決定した「改革と展望」において、この計画は廃止されました。

【地方交付税が減少してきた理由】

毎年度の地方公共団体全体における標準的な行政水準を確保するために必要な歳出総額と標準的な歳入総額の見積額を国が「地方財政計画」として策定し、その中で地方交付税総額が決定されます。

したがって、地方交付税の総額は、地方財政計画において定められる毎年度の標準的な行政水準（計画の歳出総額）が高くなれば増加し、低くなれば減少します。また、地方税収入が伸びると地方交付税の総額は減少し、地方税収入が落ち込むと地方交付税の総額は増加します。

地方財政計画の歳出総額は、平成13年度まで毎年度増額されてきましたが、小泉内閣は、平成13年6月26日に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」いわゆる「骨太の方針」において、国の財政健全化の取組と歩調を合わせた地方財政計画の歳出総額の徹底的な見直しの方針を決定しました。この方針に基づき、平成14年度以降地方財政計画の歳出総額は毎年度減額されています。

また、地方財政計画の歳出総額のうち公債費（地方債償還額）は、毎年度増額傾向にあり、公債費等を除く経費（地方一般歳出）については、平成11年度をピークに平成12年度から減額されています。特に、投資的事業に係る地方単独事業はそれ以前の平成9年度をピークに平成10年度から減額されています。

このような地方財政計画の推移を反映し、本県の「自由に使える普通交付税+臨時財政対策債」の額（P.3下段グラフ）は、平成12年度をピークに年々減少しています。

さらに、県税が減収傾向にあるにもかかわらず、平成16年度に地方交付税が臨時財政対策債を含めても急減した原因として、国で進められている「三位一体の改革」の影響があります。

三位一体の改革
平成14年6月25日に「基本方針2002」が閣議決定され、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する観点から、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を1年以内を目途に取りまとめるとともに、地方における約1.4兆円の財源不足を早期に解消し、その後は真の地方財政の自立を目指すことが盛り込まれました。

そして、1年後の平成15年6月27日に「基本方針2003」として下記の内容が閣議決定されました。

国庫補助負担金の改革
平成18年度までに、概ね4兆円程度を目途に廃止、削減等の改革を行う。
地方交付税の改革
財源保障機能全般を見直して縮小し、総額を抑制する。不交付団体の人口の割合を大幅に高めていく。
税源移譲を含む税源配分の見直し
税源移譲は、基幹税の充実を基本に行う。廃止する国庫補助負担金の8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上で所要の全額を移譲する。

平成16年度の地方財政計画においては、国庫補助負担金が約1兆円削減され、うち約4,500億円が税源移譲の対象とされた一方、地方交付税は6.5%（1.4兆円）[臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では1.2%（2.9兆円）]も削減され、地方交付税の削減だけが突出した結果となりました。

本県の削減影響額は、約220億円（臨時財政対策債を含む）となり、歳入に占める地方交付税の割合が高い本県にとっては、甚大な影響を及ぼしており、いわゆる「地財ショック」と呼ばれています。

平成15年6月27日に閣議決定された「基本方針2003」の内容を基礎に一定の前提の下に推計すると、今後の本県への地方交付税交付額は、更に減額されることを想定せざるを得ません。

（単位：億円減）

「基本方針2003」における「地方交付税の改革」に係る内容	平成16年度地方財政計画歳出での見直し内容	本県への影響額推計 (対前年度比)		
		H16	H17	H18
地方財政計画計上人員を4万人以上純減	人員を1万人程度純減			
一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制	平成15年度比0.3%減	30	29	28
投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制	平成15年度比9.5%減	179	50	40
その他の要因による地方交付税の減		15	10	20
地方交付税（臨時財政対策債含む）減額の計		224	89	88

さらに、平成15年11月28日経済財政諮問会議に麻生総務大臣から提出された「三位一体の改革」に係る資料（麻生プラン）では、地方交付税の基準財政需要額の算定について下記のとおり、大幅な簡素化が掲げられています。

地方団体によって異なるあるべき財政需要を反映させるための補正係数について、概ね半減することを目標に年次的に削減

本県のような人口の少ない団体では、人口などの指標に単価を乗じた単純な財政需要の算定では不足する財政需要を、これまで補正係数により割増されていましたが、今後その割増が減少し、結果として本県の地方交付税交付額の減少が懸念されます。平成10年度に「地方分権推進計画」において算定方法の簡明化が閣議決定されてから毎年度補正係数の見直しが行われ、本県においては、毎年度対前年比約3億円程度減額されてきました。

事業量に応じ算定を行うための事業費補正について、公共事業等に係るものは、災害・特定地域対策、財源対策、事業の偏在の著しいものを除き、原則廃止することとし、段階的に見直し

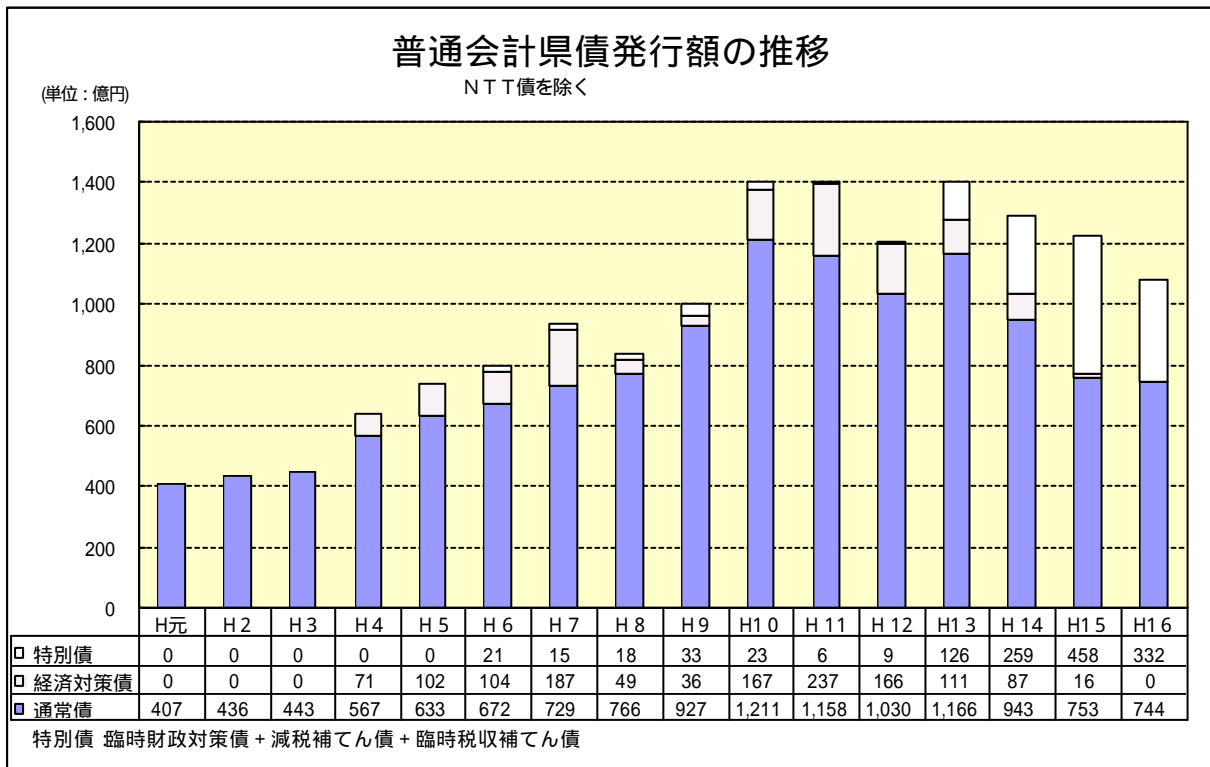
公共事業等を行うための財源として県債を発行し、県債の償還額の一定割合が地方交付税の算定において事業費補正として措置されてきました。本県はこれまで単独事業を中心にこの制度を活用して事業を実施し、財政負担の軽減を図ってきましたが、今後事業費補正の原則廃止に伴い、事業量を大幅に削減しないと財政負担は大きくなっていくこととなります。

(4) 県債の状況

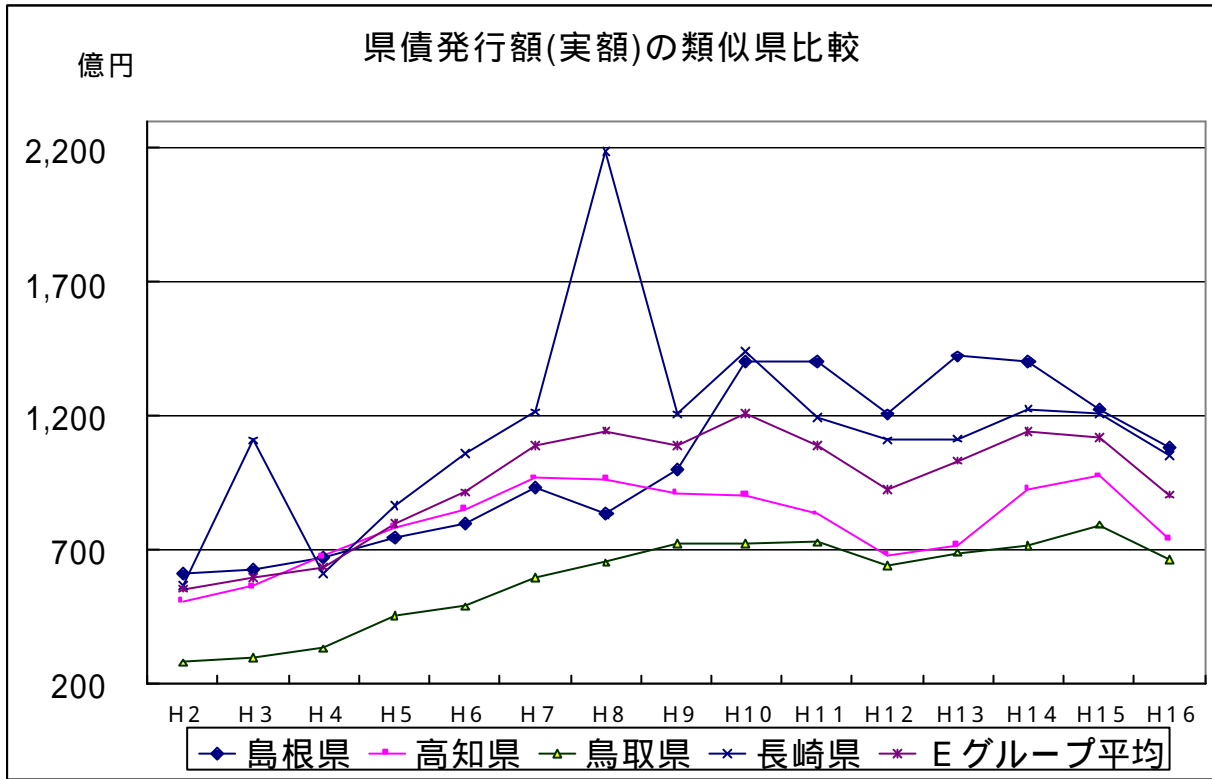
バブル経済崩壊以降、県債の発行額は、年々増加してきており、平成10年度からは毎年度の発行額は1,000億円を超えている状況です。

平成4年度から平成15年度まで、国の経済対策等に対応するため、補正予算において国庫補助事業に係る県債を毎年度16億円から237億円発行しました。

平成14年度以降は公共事業を抑制してきており、公共事業に係る県債発行は減少していますが、平成13年度から地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債を発行していることもあり、なお高水準（1,200億円程度）の発行となっています。



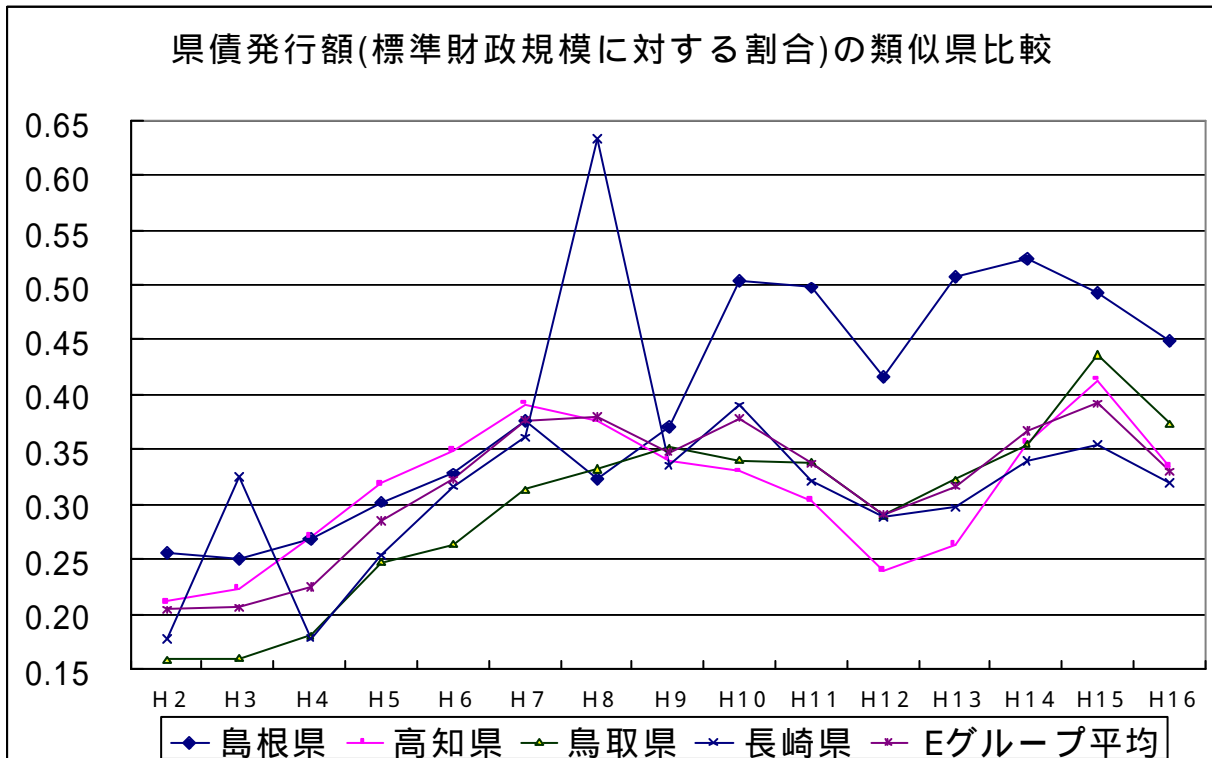
本県の県債の発行額は、地方公共団体の財政力を示す指数である財政力指数（基準財政収入額÷基準財政需要額で求められた数値の過去3カ年間の平均値をいいます。財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされます。）が類似する他県と比較した場合、近年高い水準で推移しています。



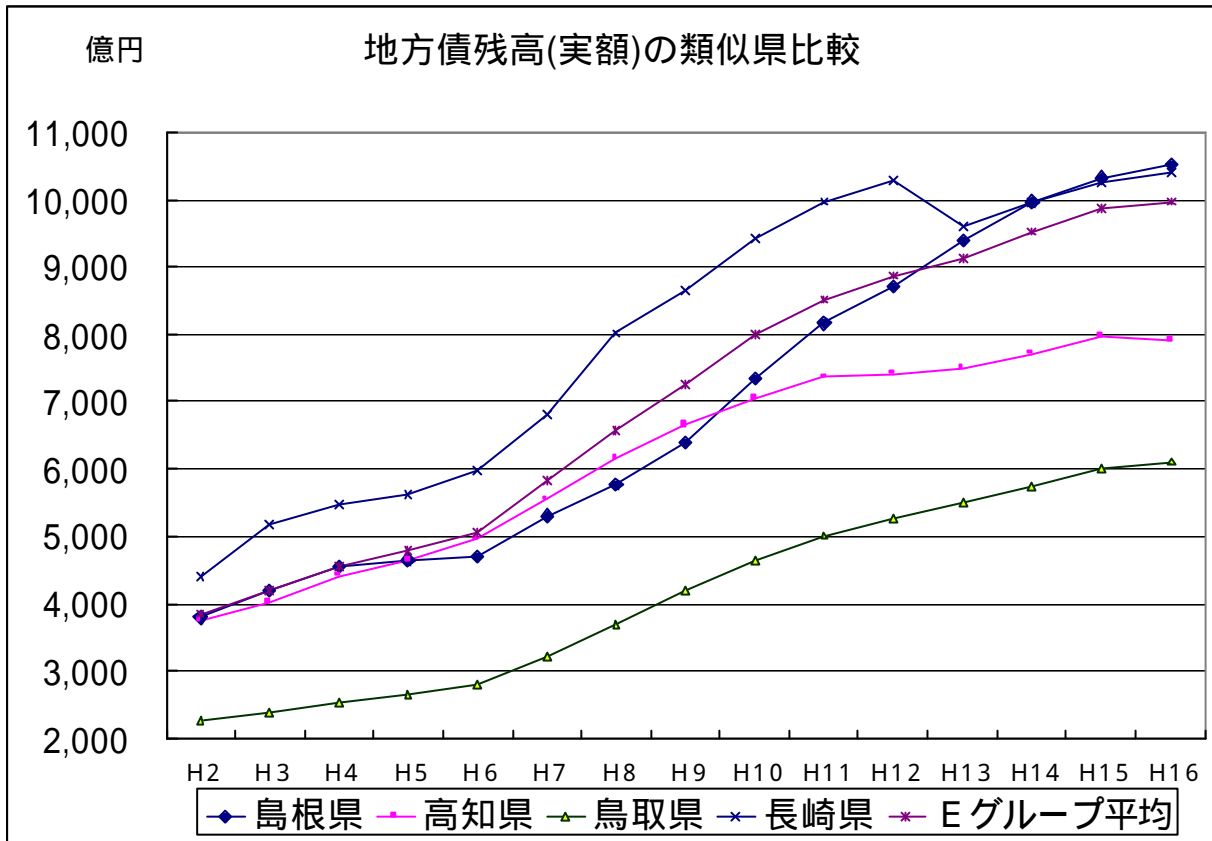
平成14年度の財政力指数

島根県	高知県	鳥取県	長崎県	Eグループ(財政力指数0.3未満の15団体)平均	全国平均
0.20330	0.19905	0.21947	0.22856	0.24963	0.40878

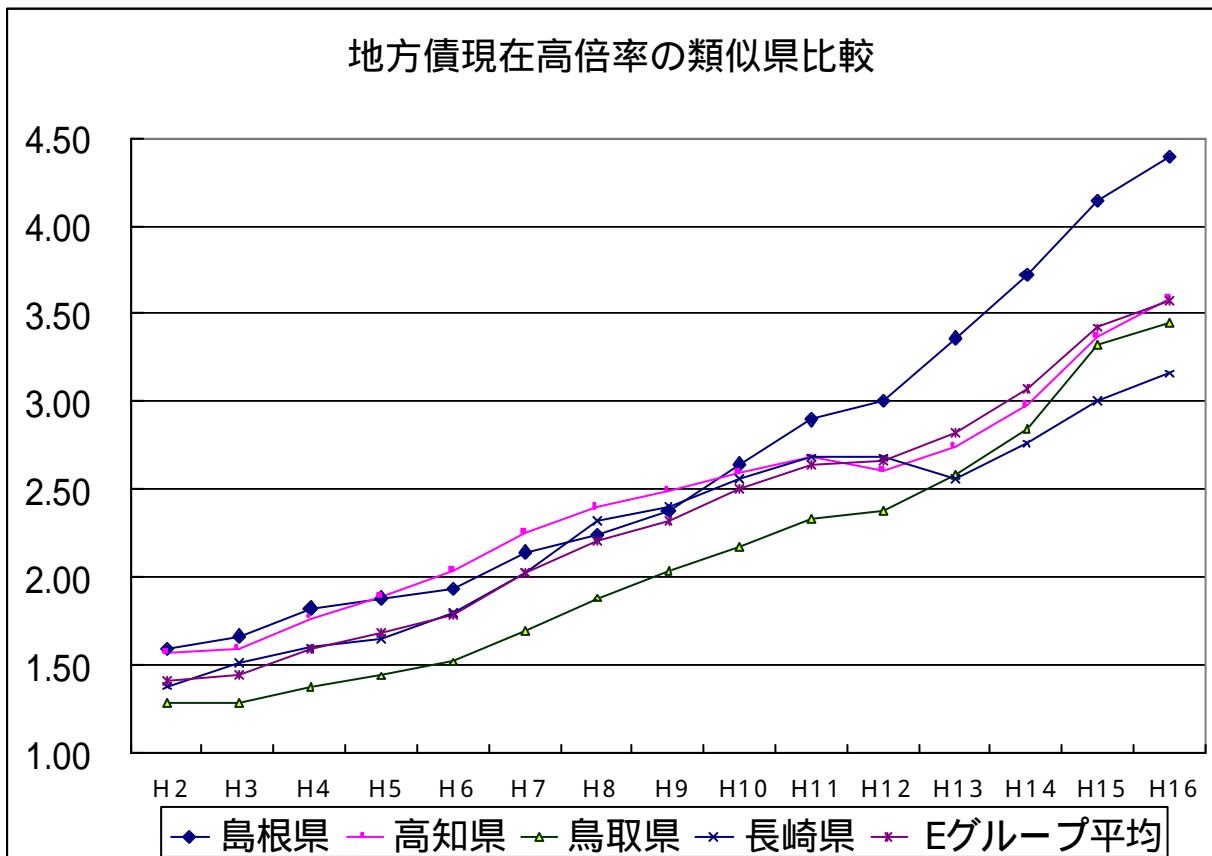
また、県債発行額の標準財政規模（各団体において標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の額を示すもので、標準税収入額+普通交付税額で算定された数値です。）に対する割合をみた場合、財政力指数が類似する県の中ではかなり高い割合となっています。



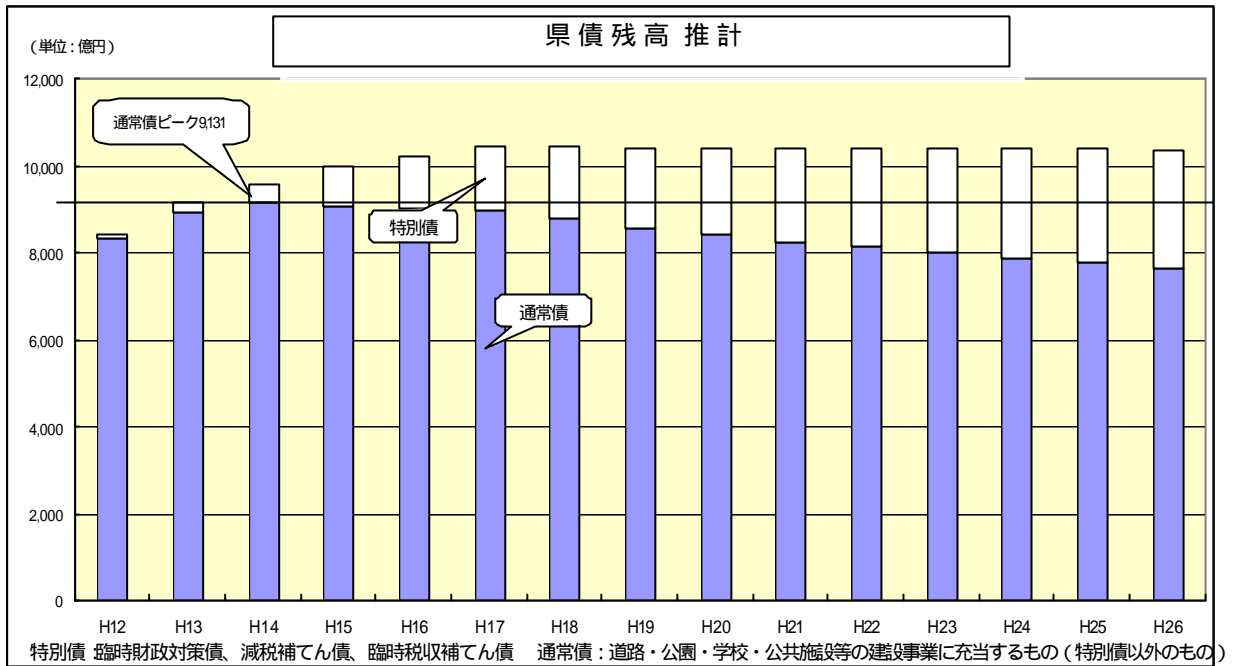
県債の未償還額（地方債残高）も年々累増し、平成15年度末には1兆円を超えました。財政力指数が類似する他県と比較した場合、ほぼ全ての県で毎年度地方債残高は増加していますが、財政力指数が類似する県の中でも本県の地方債残高は高い水準です。



また、地方債残高の標準財政規模に対する割合（地方債現在高倍率といいます。サラリーマンに例えると、年収に対するローンの割合）をみた場合、財政力指数が類似する県の中ではかなり高い割合となっています。



今後の償還予定額や地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債を今後も発行していくこと等を踏まえて推計した場合、今後の県債残高は概ね1兆円程度で推移すると見込まれます。



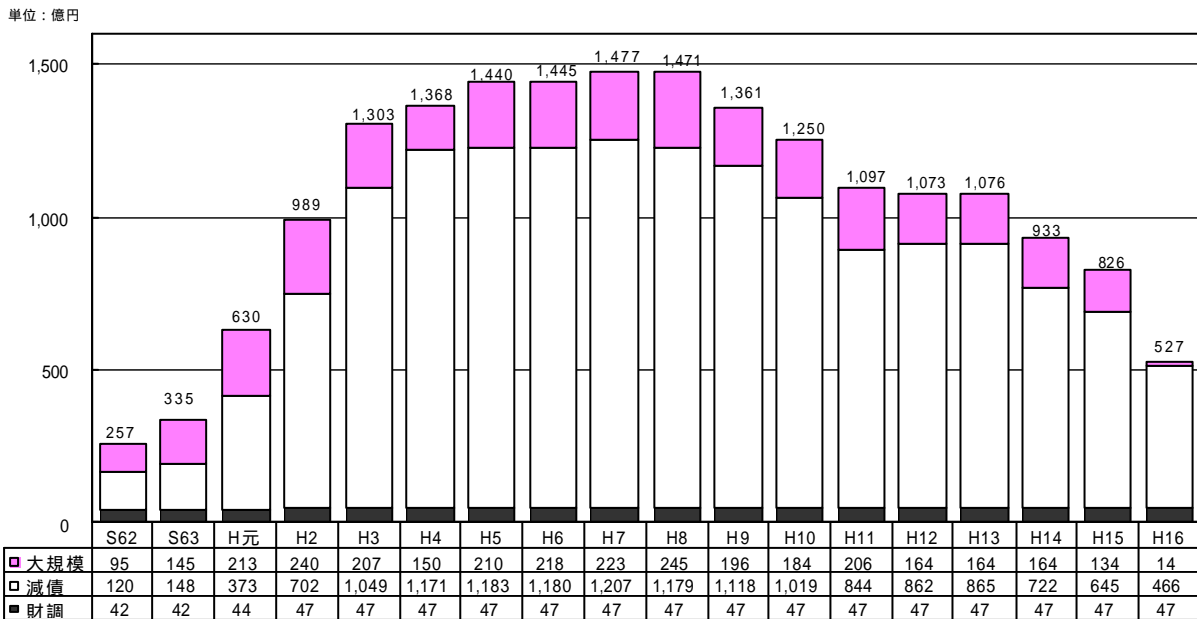
(5) 基金取崩しの状況

本県は、平成7年度まで毎年度歳出を抑制しながら基金を積み立て、平成7年度末には1,477億円の基金残高がありましたが、平成8年度以降ほぼ毎年度歳出が歳入を上回るようになり、基金の取崩しを続けてきた結果、平成15年度末の基金残高は826億円まで減少しました。

さらに平成16年度は大幅な財源不足を補てんするため、基金の多額な取崩しを余儀なくされたため、平成16年度末残高は527億円に激減する見込みです。

中期財政見通しによれば、現在のままの財政運営では平成18年度末にも基金が枯渇する見込みであり、非常事態ともいふべき状況となっています。

財政調整基金等の推移



各年度の財源不足の調整に用いる3基金(財政調整基金、減債基金、大規模事業等基金)の合計額。昭和62年度から平成15年度は決算額、平成16年度は中期財政見通しによる見込額。